

## 研修会 B の受講免除について

●健康サポート薬局に係る研修については、厚生労働省医薬・生活衛生局長が定める実施要綱により「指定確認期間による確認を受ける前の技能習得型研修について、指定確認機関の確認を受けた内容と同等であるものについては、本実施要綱を満たした研修とみなして差し支えない」とされている。

●上記を踏まえ、当会実施の研修会

1.平成25年5月26日ワラッセ「一般用医薬品研修会」【頭痛】

2.平成26年1月26日アピオ青森「薬剤師の臨床判断研修会」【腹痛】

3.平成26年2月2日八戸パークホテル「薬剤師の臨床判断研修会」【腹痛】

の受講者は研修会 B の受講を免除されます。

免除受講者には受講証明書を発行致します。(発行手数料 1,000 円)

●受講証明書の発行日は2016年9月30日となります。